

第 5 5 号議案

足立区旅館業法施行条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 5 月 3 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区旅館業法施行条例の一部を改正する条例

足立区旅館業法施行条例（平成 2 4 年足立区条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 6 号ア中「ホテル営業、旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

第 7 条の見出し中「ホテル営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同条各号列記以外の部分中「政令第 1 条第 1 項第 1 1 号」を「政令第 1 条第 1 項第 8 号」に、「ホテル営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同条第 1 号を次のように改める。

（ 1 ） 客室と他の客室、廊下等との境界は、壁、ふすま、板戸又はこれらに類する物を用いて区画すること。

第 7 条第 2 号を削り、同条第 3 号中「調理場」を「調理場を設ける場合に」に改め、同号を同条第 2 号とし、同条第 4 号ア中「政令第 1 条第 1 項第 2 号イ又は第 3 号」を「政令第 1 条第 1 項第 1 号」に改め、同号を同条第 3 号とし、同条第 5 号から第 1 0 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 8 条を削る。

第 9 条第 1 項各号列記以外の部分中「政令第 1 条第 3 項第 7 号」を「政令第 1 条第 2 項第 7 号」に改め、同項第 3 号中「政令第 1 条第 3 項第 1 号」を「政令第 1 条第 2 項第 1 号」に改め、同条第 2 項中「第 7 条第 3 号」を「前条第 2 号」に改め、同条第 3 項中「第 7 条第 4 号イ及び同条第 5 号から第 1 0 号まで並びに前条第 1 項第 1 号」を「前条第 1 号、第 3 号イ及び第 4 号から第 9 号まで」に改め、同条を第 8 条とする。

第10条第1項中「政令第1条第4項第5号」を「政令第1条第3項第5号」に改め、同条第2項中「第7条第3号」を「第7条第2号」に改め、同条第3項中「第7条第4号イ及び第7号から第10号まで並びに第8条第1項第1号」を「第7条第1号、第3号イ及び第6号から第9号まで」に改め、同条を第9条とする。

第11条中「ホテル営業、旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同条を第10条とする。

第12条第1項中「第8条及び第9条」を「第7条及び第8条」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 旅館・ホテル営業 第7条第2号、第4号、第5号、第6号イ及びウ、第8号並びに第9号の基準

第12条第1項第2号中「第9条第1項第1号」を「第8条第1項第1号」に、「第7条第3号」を「第7条第2号」に、「第7条第5号、第6号、第7号イ及びウ、第9号並びに第10号」を「第7条第4号、第5号、第6号イ及びウ、第8号並びに第9号」に改め、同条第2項中「、旅館営業」を削り、「、第9条第2項及び第10条第2項」を「及び第9条第2項」に、「第7条第3号」を「第7条第2号」に、「、第9条第3項及び第10条第3項」を「及び第9条第3項」に、「第7条第9号及び第10号」を「第7条第8号及び第9号」に改め、同条を第11条とする。

第13条を第12条とする。

付 則

この条例は、平成30年6月15日から施行する。

(提案理由)

旅館業法の改正に伴い、旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準を定めるほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。